

# 認識票に関する達

昭和38年9月4日 航空自衛隊達第48号

航空幕僚長 空将 松田 武

改正 平成4年6月19日 航空自衛隊達第28号  
平成12年3月31日 航空自衛隊達第23号

平成18年1月18日 航空自衛隊達第1号

認識票に関する達を次のように定める。

(目的)

第1条 この達は、隊員の不慮の災害に際し、隊員を識別するための認識票の形式及びその取扱いに関して定めることを目的とする。

(交付等)

第2条 認識票は自衛官に交付する。

2 認識票の取扱要領は、航空自衛隊物品管理補給規則（昭和43年航空自衛隊達第35号）第12条第1号に規定する航空自衛隊物品管理補給手続（JAR125）の定めるところによる。

(制式)

第3条 認識票は複式とし、その制定は別紙のとおりとする。

(記載事項)

第4条 認識票には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 認識番号
- (3) 航空自衛隊名
- (4) 血液型

2 前項の記載は、刻印することにより行うものとし、その要領は、別紙に掲げる例によるものとする。

(着用)

第5条 認識票は、次のいずれかに該当する場合に着用しなければならない。

- (1) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第6章の規定に基づき行動する場合
- (2) 航空機に搭乗する場合
- (3) 外国において行う国際貢献に関する業務に従事する場合
- (4) 訓練又は演習に参加する場合
- (5) 部隊等の長が特に必要と認める場合

2 認識票は、首にかけて下着の下に着用するものとする。

附 則

1 この達は、昭和39年1月1日から施行する。

2 この達施行後、自衛官以外の者が航空機に同乗する場合には、航空自衛隊名を示す「JAPAN ASDF」の下に一連番号を刻印した認識票を着用させるものとし、その制定及び取扱いについては、別に定めるところによる。

附 則（平成4年6月19日航空自衛隊達第28号）

この達は、平成4年6月19日から施行する。

附 則（平成12年3月31日航空自衛隊達第23号）

この達は、平成12年4月1日から施行する。ただし、認識票を貸与されていない隊員はこの限りではない。

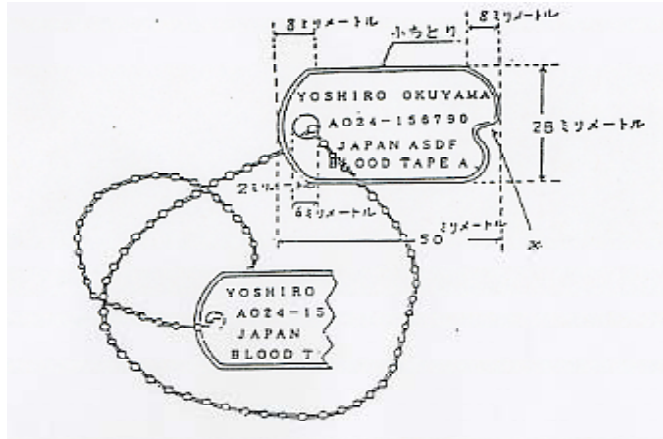
## 附 則

- 1 この達は、平成18年3月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、認識票が交付されていない自衛官が航空機に同乗する場合については、なお従前の例による。
- 3 この達施行の際、認識票が交付されていない自衛官については、認識票が交付されるまでの間、改正後の認識票に関する達第5条の規定は適用しない。ただし、当該自衛官のうち、改正後の認識票に関する達第5条第1項第1号、第3号及び第5号の規定により認識票を着用しなければならない者については、速やかに認識票を交付するものとする。

別紙

認 識 票 の 制 式

1 形状、寸法及び記載例は、次のとおり。



- (1) 厚さは0.5ミリメートルとする。
- (2) 鎖の長さは65センチメートル及び15センチメートルとする。
- (3) 図の※印の箇所は、死者の歯をこじあける場合に使用する。

2 材質は、耐熱性及び耐塩性の不銹鋼とする。